

## 【第三者加害事案】

### 1 第三者加害事案とは、

- 公務中、通勤、退勤時の途中、第三者の行為が原因となって生じた災害を「第三者加害事案」といいます。
- 対象となるのは、身体的な損害のみで、物質的な損害は補償の対象外となります。

### 2 第三者とは、

- 被災職員が被った災害に関して「民事上の損害賠償の責任を負う者」をいいます。

### 3 第三者加害事案(主な事例)

- 警察官が、酔っ払いが暴れているという110番指令を受け、現場臨場、その後、泥酔者取り扱い中に不意を突かれ、腕を噛まれた例
- 職員が、入院患者の介護中、患者（責任能力あり）が急に暴れだし、爪で職員の両腕に怪我を負わせた例
- 職員が、自家用車で通勤途中、第三者の前方不注意により出会い頭に衝突し負傷した例
- 教員が、授業中に暴れた生徒を制止しようとしたところ、殴られて負傷した例
- 職員が、世帯を訪問した際に、飼い犬に咬まれて負傷した例  
※ 飼い主が、相当の注意をもって管理していた場合は除く

### 4 「不法行為」の構成要件（民法第709条）

- (1) 加害者に故意または、過失があること
  - (2) 権利侵害及び違法性があること
  - (3) 損害（身体の怪我）が発生したこと
  - (4) 加害行為と結果発生間に「因果関係」があること
  - (5) 加害者に責任能力があること
- ※ 児童、生徒が加害者となることも  
「判例によると、小学校を卒業する12歳程度の年齢になれば一般的に責任能力はありと考えられる」

## 5 第三者加害事案とならないもの

- (1) 柔道・剣道の武道及び他の訓練中に負傷した場合  
※ 相手に故意や重大な過失が認められなければ、正当行為として是認。
- (2) 被災職員が通勤中、停車中の車に追突して負傷した場合  
※ 被災職員の一方的過失により生じた災害であり、相手に過失が認められない。
- (3) 看護師が、入院中の精神病患者（責任能力なし）に殴られて負傷した場合  
※ 精神病等の者は、通常、心神喪失状態にあると考えられ責任能力を問えない。（責任能力の有無に関する主治医の意見書が必要）

## 6 第三者加害事案にかかる必要書類

区分	提出書類	備考
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 第三者加害報告書</li> <li>・ 誓約書</li> <li>・ 事実確認書</li> <li>※ 加害者に第三者事案を確認させるため必要</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 相手方への求償を行うか否かに関わらず提出が必要。</li> <li>・ 提出を受け、求償するか否か等を基金で検討するため。</li> </ul>
交通事故	・ 事故発生状況報告書	
	・ 交通事故証明書 (人身事故扱いのもの)	・ 自動車安全運転センターから交付を受ける。
暴力事案	・ 日常生活及び被災時の行動の理由について	・ 精神上の障害等があり、責任能力の有無が問われるとき。

## 7 治療費は誰が負担するのか

賠償先行	補償先行
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 療養費を加害者本人や保険会社（自賠責保険、任意保険）に支払ってもらう方法で、通常はこの方法をとる。</li> <li>※ 基金の補償は免責される。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 賠償先行ができない場合で、被災職員の申し出に基づき、基金が支払う。</li> <li>※ 補償先行を行うと基金は、加害者に損害賠償（治療費）を請求することになる。</li> </ul>

- 賠償先行のメリット・慰謝料等を含めた総合的な示談交渉が行える。  
相手が、治療費全額の支払いに応じている場合には、賠償先行の方がメリットがある。
- 補償先行のメリット・相手方不明の場合や被災者職員の自己負担額が軽減される可能性がある。

## 8 第三者加害事案の留意点

(1) 被災後は、速やかに「医療機関」へ

- ・ 被災直後は、「大したことはない」と思っている後日、予想外に重傷であったということが判明する場合もある。
  - ・ 被災日と初診日との間に相当の期間があると、負傷と被災との因果関係が認められない可能性もある。
- ※ 被災後は、速やかに受診を

(2) 口頭でも示談は成立する

- ・ 口頭でも示談は成立してしまう。そのため「求償権を放棄する旨の発言を容易にしない」こと。

(3) 第三者（加害者）との交渉は、まず所属で

### 【特に重要】

- ・ 認定以降、「第三者との交渉はすべて基金に任せる」はダメ
- ・ 完結処理のため、関係書類（治ゆ報告書等）の提出は確実に。
- ・ 損害が発生していることから、「加害者、保護者」に対して、
  - ① 第三者加害事案として治療費の請求がある旨を必ず告げる
  - ② 加害者の人定は確実に、損害賠償請求を無視する加害者もいることから、本籍、携帯番号の他、了解が得られたら家族の連絡先も確認しておくことが望ましい
- ・ 治療費は、税金で支払われていることの再認識
- ・ 【問題のある事例】
  - ※ 基金からの通知を受け初めて、職員が怪我をした事実を知ったが、保護者は、「トラブルについて職員は大丈夫ですと言っていた。治療費の請求については一切聞いていない。」と主張し、治療費が請求されたことで憤慨し、納付に応じないケース。
- ・ 【好事例】
  - ※ 第三者加害事案（公務災害）で、「事実確認書」を加害者に直接、記載させた。
    - ・ 身柄拘束中に、自らが怪我をさせたことを再認識させるためには、事実確認書の直接記載は必要。

## 9 【交通事故事案の場合】

### (1) 警察へ届ける

- ・ 交通事故を起こした場合には、当事者には警察への届出が義務付けられている。
- ・ 交通事故証明書取得のためにも届出は必要。

### (2) 相手を確認する

- ・ 相手の住所、氏名、連絡先及び保険の加入状況等を確認。

### (3) 目撃者の確保

- ・ 事実関係を明らかにするために協力要請。

## 10 【その他の第三者加害事案】

### (1) 動物による咬傷事案

- ・ 訪問先等で、飼い犬に咬まれたような場合も第三者加害事案となる。  
(動物の占有者等の責任、民法第718条)
- ・ 必ず現場で飼い主に咬まれたことを説明し、事実確認をするとともに飼育状況を確認しておく。  
※ 飼い主が、相当の注意をもって管理していた場合を除く

### (2) 一般人からの暴力事案

- ・ 一般人から暴行を受けたケースも第三者加害事案となる。
- ・ ただし、両当事者がケンカに発展しているような場合には、職務との関連性が認められない。(公務外)

## 11 【示談について】

- ・ 示談 = 和解

示談とは、加害者が被害者に一定の支払いを約束し、被害者はその金額を受け取った後は、加害者に請求しないという当事者間の合意。

しかし、示談を一旦締結すると、原則として双方の合意がなければ変更することはできない。

- ・ 示談前には、基金に相談

締結前に基金へ相談し、適正な内容で示談を行う。

- ◎ 特に補償先行の場合、基金が求償を行うことになるため安易な示談締結は絶対にしないこと。

## 12 最後に

今回の内容は、初任者向けに構成しており、制度全体の内容を網羅しているものではありません。

ご不明な点については、当支部までお問合せ下さい。

地方公務員災害補償基金 沖縄県支部

TEL 098-866-2127

FAX 098-862-8894